

富士市排水設備工事技術指針

(令和5年8月改訂)

富士市上下水道部

目 次

第 1	総論	2
第 2	排水設備	
	(1) 共通事項	3
	(2) 屋内排水設備	7
	(3) 屋外排水設備	9
第 3	確認及び完了検査	16
第 4	特定施設・除害施設	18
第 5	資料	20
	1 富士市排水設備設置義務免除要領	
	2 富士市ディスポーザの設置及び取扱いに関する要領	
	3 排水設備等の計画の確認及び工事の検査に関する要領	
	4 私道への公共下水道設置要領	
	5 富士市公共下水道事業下水道排水設備指定工事店規程	
	6 富士市下水道排水設備工事指定工事店の違反行為等に対する処分の基準に関する要領	
	7 排水設備等工事計画確認申請書の書類作成の手引き	

排水設備の設置に当たっては、本指針及び下水道法、下水道法施行令、下水道法施行規則、富士市下水道条例、富士市下水道条例施行規程等の下水道関連法令及び建築基準法等によるものとする。

また、本指針に記載のない事項については、「下水道排水設備指針と解説 2016 年版」及び「排水設備工事責任技術者講習用テキスト」（社団法人日本下水道協会）、「給排水衛生設備基準・同解説（SHASE-S206）」（社団法人空気調和・衛生工学会）等によるものとする。

第 1 総 論

1 目 的

この指針は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）及びその他関係法令の規定に基づいて、排水設備の適正かつ合理的な設計及び施工を行うために必要な事項を定め、排水設備に関する技術上の具体的基準を示したものである。

富士市内で公共下水道に接続するすべての排水設備等の工事は、この指針を適用するものである。

2 指定工事店制度における役割と機能

（1）指定工事店制度

「排水設備等の工事は、指定工事店でなければ行ってはならない。」（条例第7条）

指定工事店とは、静岡県内に事業所を有しており、専属する責任技術者が1人以上いること等の資格要件を満たし、管理者が指定した下水道排水設備指定工事店である。（工事店規程第3条）

公共下水道の機能や構造を確保するためには、適正な排水設備の設置が必要不可欠であると共に、無届工事や不正使用等といった不正行為を防ぐための制度である。

ア 指定工事店の役割と機能

（ア）排水設備工事（新設、増設、改築、撤去）の施工

- a 指定工事店は、工事施工の申し込みを受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。（工事店規程第6条第2項第1号）
- b 指定工事店は、市及び住民の信頼を裏切らないよう、法令等の基準を遵守して適正な工事に努めなければならない。（同規程第6条第1項）
- c 指定工事店は、施工に当たり常に技術水準の向上に努め、最上の技術をできる限り低廉な価格で住民に提供できるようにしなければならない。（同規程第6条第2項第2号及び第3号）
- d 指定工事店は、工事の完了後1年以内に生じた故障等については、災害や使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。（同規程第6条第2項第8号）

（イ）排水設備の補修作業

（ウ）下水道事業の市民へのPRや水洗化の促進

（エ）無届工事や無資格工事等の不正工事の禁止。不正工事の撲滅に対する努力。

第2 排水設備

(1) 共通事項

1 基本的事項

(1) 排水設備の基本的要件

排水設備は、土地や建物などからの汚水を公共下水道に支障なく、衛生的に排除するものでなければならない。

(2) 排水設備の種類

排水設備の種類は次のとおりとする。

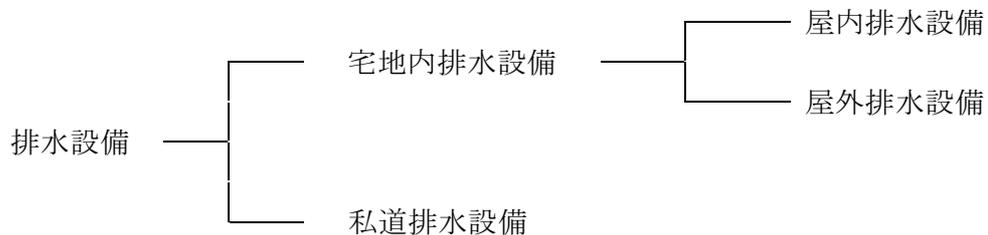


図1 排水設備の種類

(3) 排除方式

公共下水道の排除方式には、「合流式」と「分流式」の2種類あるが、**富士市は「分流式」を採用している。(条例第5条第4号)**

「分流式」とは、宅内で汚水と雨水を完全に分離し、汚水だけを下水道本管で終末処理場（以下「処理場」という。）に流入させるものであり、雨水は、宅内から直接道路側溝等に放流する方式である。

誤って汚水を雨水管に、雨水を汚水管に接続したりすると、公共下水道本来の目的や役割を損なうことになるため、排水設備の設置の際は、十分な注意と知識が必要である。

※汚水系統の排水設備には、雨水等が流入しないよう考慮すること。

(4) 下水の種類

下水の種類は、大きく分けて汚水と雨水に分類することができる。(法第2条第1号)

ア 汚水（公共下水道に接続するもの）

汚水は、排水の性状等により汚水排水系統、雑排水系統、特殊排水系統により排水する。

(ア) 汚水排水系統

大便器、小便器、及びこれと類似の器具（汚物流し・ビデ等）の汚水を排水するための系統をいう。

(イ) 雑排水系統

(ア) の汚水を含まず、洗面器、流し類、浴槽、その他の器具からの排水を導く系統をいう。雑排水系統により排水するものを以下に示す。

- a) 台所、浴室、洗面台、洗濯機などからの排水
- b) 雨水が入らない屋外洗い場などからの排水

(ウ) 特殊排水系統

工場、事業場等から排出される有害、有毒、危険、その他望ましくない性質を有する排水を他の排水系統と区分するために設ける排水系統をいう。

公共下水道へ接続する場合には、法令等の定める処理を行う施設（除害施設）を経由する。

特殊排水系統により排水するものを以下に示す。

- a) 工場、事業所からの排水のうち、下水道の施設の機能を妨げ、施設を損傷し、又は処理場からの放流水の水質が基準に適合しなくなる恐れのある排水。
(ただし、岳南排水路へ排出している汚水は除く。)
- b) 飲食店等の生産活動で生じた排水
- c) 冷却水（直接、間接を問わず）
- d) プール排水（逆洗水等）
- e) 地下構造物からの湧水
- f) その他、雨水以外の排水（ドレン排水等）

※上記に使用する用水は、上水道水、簡易水道水及び井戸水等の種類は問わない。

※汚水のうち、雨水と同程度以上に清浄なもので条件を満たすものは、管理者との協議により、雨水と同様の取扱いをする場合がある。

イ 雨水（公共下水道に接続してはいけないもの）

(ア) 雨水排水系統

屋根及びベランダ等の雨水を導く系統をいう。

- a) 雨水
- b) 地下水（地表に流れ出てくる湧水）
- c) 雪解け水
- d) その他の自然水

表1 下水の種類

下水道法上の種類		系 統	適 用	備 考
下水	汚水 (污水管)	汚水排水系統	水洗便所	し尿を含んだ排水
		雑排水系統	台所	
			浴室、洗面台、洗濯機	
			屋外洗い場（雨水混入なし）	
		特殊排水系統	工場、事業所、飲食店	GT、OT、特定施設、除害施設
			その他、雨水以外の排水	
			冷却水	直接冷却水、間接冷却水等
	プール排水		逆洗水等	
		地下構造物からの湧水		
	雨水 (雨水管)	雨水排水系統	雨水	
			地下水（地表に流れ出てくる湧水）	
雪解け水				
その他自然水				

太線内：公共下水道へ接続

(5) 事前協議

公共下水道へ接続する施設のうちで、中高層建築物、工場、事業所、店舗、開発行為に係わる宅造地などは、排水設備の設計、施工に当たって、事前に管理者と協議を行うこと。

ア 事前協議の対象となる排水施設

- (ア) 都市計画法の開発行為、富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく一定の土地利用事業に係る場合
- (イ) 地階がある建築物
- (ウ) 下水排除基準を超える恐れのある店舗及び作業所を含む建築物
- (エ) ディスポーザ、床下集合配管システム、その他を設置する場合

(6) その他

特定事業場や除害施設などの設置が必要な工場・事業場等の排水施設の施工に当たっては、当該排除水の水質関係書類を添え、事前に管理者と協議を行うこと。

また、特定事業場及びその他の事業場は、下水排除基準を遵守することが義務付けされており、管理者は、これらの事業場等に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設及びその他の施設、公共下水道に排除されている汚水を検査することがある。

2 排水設備工事設計施工に当たっての留意事項

(1) 処理開始済み区域の確認

設計に当たっては、当該地区が「処理開始済み区域」(法第2条第8号)であるか、必ず確認すること。

(2) 工事計画確認申請及び施工管理

排水設備等の新設等を行おうとする者は、「排水設備等工事計画確認(変更)申請書」を提出し、確認を受けなければならない。また、確認を受けた内容を変更する場合も同様とする。(条例第6条)

指定工事店は、申請者及び使用者に対し排水設備工事の内容を十分に説明し、要望等よく打合せをした上で、適正な見積り及び設計に当たると共に、出来形及び品質が本指針に適合するよう十分な施工管理を行うこと。(工事店規程第6条第2項各号)

なお、確認を受けてから1年を経ても着工の見通しが立たない申請書については、「排水設備工事計画確認申請書取下願」を提出して申請を一旦取り下げること。その後、着工の見通しが立った時点で、改めて申請書を提出すること。

(3) 完了届及び完了検査

工事が完了した際は、完了した日から5日以内(例:4月1日に工事が完了したとすると4月6日が期限)に届け出て、検査を受けなければならない(条例第8条第1項)。やむを得ない事由により、提出が遅延する場合には、事前に協議をすること。

また、完了検査は下水道排水設備工事責任技術者が受検しなければならない。
(検査要領第9条)

(2) 屋内排水設備

屋内の衛生器具等から排出される汚水や屋上等の雨水などを確実に分離し、円滑かつ速やかに、屋外排水設備へ導くために屋内排水設備を設ける。

屋内排水設備の設置に当たっては、次の事項を考慮すること。

1 排水系統の設計

(1) 排水方法による分類

ア 自然排水方式（重力式排水方式）

排水系統のうち、地上階などの建物内の排水横主管が、公共下水道より高所にあり、建物内の排水が自然流下によって排水されるものをいう。

イ 機械式排水系統（ポンプアップ等）

地下階その他の関係などで、排除先である公共下水道より低い位置に衛生器具又は排水設備が設置されているため、自然流下による排水が困難な系統をいい、排水を一旦排水槽に貯留し、ポンプでくみあげるものをいう。

ウ 床下集合配管システム（排水ヘッダー）

各衛生器具に接続した排水管が床下に設置した1箇所の排水ますや排水管に集中して接続され、1本の排水管で屋外排水設備に接続するものをいう。

(2) 排水管の設計

ア 屋内排水設備の排水系統は、排水の種類、衛生器具等の種類及びその設置位置に合わせ適正に定めること。

イ 衛生器具は排水系統に正しく接続する。また、排水の逆流などが生じないものとする。

ウ 屋内排水設備は、悪臭防止及び衛生上の支障がない場合は、汚水系統及び雑排水系統を合流とすることができる。

エ 排水系統は、汚水、雨水を完全に分離すること。

(3) 阻集器

ア 阻集器の目的

阻集器とは、排水中に含まれる有害危険な物質、汚水管内で悪影響を及ぼす物質又は再利用できる物質を阻集、分離し、自然流下により排水できる構造、機能を有する器具又は装置のことで、公共下水道の機能を妨げ、又は損傷するのを防止するとともに、処理場における放流水の水質確保のために設けるものである。

(ア) グリース阻集器

営業用調理場などからの排水中に含まれている油脂分を阻集器内で冷却、凝固させて除去し、油脂分が汚水管中に流入して管を詰まらせるのを防止する。阻集器内には

隔板を設けて、油脂の阻集効果を高める。また器内の流入口付近にはバスケットを設けて厨芥類を阻集させる。なお、グリース阻集器の改造は禁ずる。

グリース阻集器の設置については、「グリース阻集器（SHASE-S217-2016）」（社団法人空気調和・衛生工学会）によるものとする。

（イ）オイル阻集器

自動車の修理工場、ガソリンスタンド、駐車場その他製油工場など、油類の流出する箇所に設け、ガソリン、油類を水面に浮上させて回収し、これらが排水管中に流入してひきおこす悪臭や爆発事故の発生を防止する。なお、オイル阻集器の改造は禁ずる。

オイル阻集器の設置については、「オイル阻集器（SHASE-S221-2012）」（社団法人空気調和・衛生工学会）によるものとする。

（４）ディスポーザ排水処理システム

ディスポーザ（家庭等から発生する生ごみを破碎し、それを直接下水道に流入させる設備をいう。）を設置する場合は、破碎した生ごみを処理する付帯設備を有するものとし、その設備及び取扱いについては、「富士市ディスポーザの設置及び取扱いに関する要領」によるものとする。

また、ディスポーザの設置にあたっては、事前に管理者と協議を行うこと。

（５）床下集合配管システム（排水ヘッダー）

ア 設置にあたっては、事前に管理者と協議を行うこと。

イ 維持管理を考慮し、必ず管理用点検口を設けること。

2 その他事項

（１）ベランダ等の洗濯水の取り込み

ベランダ等を有する建築物で生じる洗濯水等は、次に掲げる各号により排除しなければならない。

ア 洗濯機等はなるべく建築物の内部に設置するようにすること。

イ 洗濯機等をやむを得ずベランダ等に設置する場合、雑排水系統に接続すること。この場合において、当該排水管には、ベランダ等に横降りする雨水を混入させないこと。

（２）屋外洗い場の取り込み

屋外洗い場の汚水は、雨水の流入が見込まれる場合は、雨水排水系統に接続すること。

(3) 屋外排水設備

屋外排水設備は、先述の屋内排水設備からの汚水を受け、さらに敷地内の建築物以外から発生する汚水と合わせて、敷地内の汚水を公共下水道または私道排水設備へ流入させる施設である。設計に際しては、現場の状況、汚水の水質や水量等の調査検討を入念に行い、適切な構造及び機能を有し、施工や維持管理が容易で、最も経済的な設備を設計するように努める。

1 事前調査

公共ます等の排水施設の位置、屋内排水設備とその位置、敷地の土地利用計画等について調査を行う。また、敷地高が周辺地盤より低い場合には、周囲からの雨水の浸入や汚水の逆流に特に留意すること。

2 排水方式

公共下水道の処理開始済み区域内で、その区域内の土地、建築物等の汚水を公共下水道に排除させるには、次に掲げる各号によらなければならない。

- (1) 排水方式は、原則として自然排水方式（重力式排水方式）による。ただし、下水本管より低所の排水は排水槽を設置し、機械式排水系統（ポンプアップ等）による。排水槽は、漏水及び臭気もれのないよう完全な防水構造とする。方式としては、ポンプユニット方式を推奨する。
- (2) 汚水と雨水を完全に分離して排除すること。（条例第5条第4号）
- (3) 汚水を排除するときは、暗渠構造とすること。（条例施行規程第3条第1号）ただし、製造業等の用に供する建築物内で雨水の混入のない場合においては、汚水排水系統を除きこの限りではない。
- (4) 排水設備の公共下水道への取り付けは、同一敷地内では原則として1箇所とする。ただし、これによりがたいときは、事前に管理者と協議を行うこと。

3 設計

(1) 排水管

ア 配管計画（污水管）

配管計画は、屋内排水設備からの排出箇所、公共ます等の排水施設の位置及び敷地の形状等を考慮して定める。なお、既設管や既設ますを再利用すると、不明水浸入の原因となることがあるので、管とますは原則として新設するものとする。

イ 配管計画（雨水管）

雨水と汚水を分離して汚水のみを処理する分流式を採用しているため、雨水管を污水管に誤って接続しないように十分留意して設計する。

- (ア) 雨水管と污水管は上下に並行することを避け、交差する場合は、污水管が下側に雨水管が上側になるように配管する。
- (イ) 雨水管と污水管が並列する場合、原則として污水管を建物側に配管する。

ウ 管径及びこう配

管径及びこう配は、汚水を支障なく流下させるように定める。

(ア) 汚水管

- a) 汚水管の管径及びこう配は、表2のとおりとする。ただし、一つの建物から排除される汚水の一部を排除する汚水管（水洗便所導水管及び台所排水を除く。）で、管路延長が3m以下の場合は管径を75mm（こう配1000分の30以上）とすることができる。（条例第5条第3号）

表2 汚水管の内径及びこう配（富士市下水道条例第5条）

排水人口（単位人）	汚水管の内径（単位mm）	こう配
150未満	100以上	1,000分の20以上
150以上 300未満	125以上	1,000分の17以上
300以上 500未満	150以上	1,000分の15以上
500以上	200以上	1,000分の12以上

- b) 工場、事業場排水がある場合は、流量に応じて管径及びこう配を定める。

(イ) その他の場合

排水人口及び敷地の形状、起伏等の関係で表2によるこう配をやむを得ず用いることのできない場合、硬質ポリ塩化ビニル管に限り表3のこう配を使用できる。しかし、使用に当たっては管理者と協議を行うこと。

表3 硬質ポリ塩化ビニル管による施工の最低こう配

汚水管の内径（単位mm）	こう配
75以上	1,000分の15以上
100以上	1,000分の10以上
125以上	1,000分の8以上
150以上	1,000分の6以上

エ 配管材料

配管材料は、水質、布設場所の状況、荷重、工事費、維持管理等を考慮し定める。一般に、硬質ポリ塩化ビニル管が使用される。

オ 汚水管の土被り

宅地内の汚水管の土被りは、表4のとおり原則として20cm以上とするが、荷重を考慮の上必要な土被りを確保する。なお、露出管又は特別に荷重が掛かる場合などは、これに耐え得る管種を選定するか、防護を施す。

表4 汚水管の土被り

種類		土被り
建築物の敷地内（宅地内）		20 cm以上
建築物の敷地外	私道（歩道）	43 cm以上
	私道（車道）	65 cm以上

（注）取付管及び施工困難な箇所については管理者と協議すること。
富士市道路占用許可基準による。

カ 汚水管の防護

汚水管は沈下、損傷を防止するため、管種、地盤の状況、土被り等を検討のうえ、必要に応じて基礎、防護を施す。また、必要な土被りを確保できない場合は、適切な管種を選定するか、汚水管が損傷を受けることのないように防護を施す。

キ 汚水管の接合

汚水管の接合は、次に掲げる各号を考慮して定めなければならない。

- （ア）地表こう配が急な場合には、ますの内部で上流と下流の管底高の著しい落差が生じる。このような場合には、特殊なます（ドロップます）を設置し落差接合とする。
- （イ）汚水管の接合部は流れに支障がないよう、できる限り小さい中心角をもって合流させなければならない。その中心交角は30度～45度を理想とするが、状況等により最大限90度以下とする。

（2）ますと掃除口

ますは汚水管の起点、合流点、管径の異なる点、屈曲点に設けなければならない。ただし、ますの形状構造、設置位置は、次に掲げる各項によらなければならない。

ア ますと掃除口の設置位置

（ア）ますと掃除口

汚水管の点検清掃等を容易にするために設ける污水ます及び掃除口の設置位置は、次によらなければならない。

- a) 汚水管の起点、合流点及び屈曲点
- b) 汚水管の内径又は管種の異なる箇所
- c) 汚水管のこう配が変化する箇所
- d) ますの設置最大間隔が管径の120倍以内に収まる箇所（直線の場合）
- e) ます又は掃除口に接続する屋外汚水管の延長は、原則として建築物より1m以内にとどめること。

（イ）ますの立ち上がり部分の口径について

- a) 屋外で使用するます（立ち上がり部分）は、原則として汚水管の管径より大きいものとする。
- b) 原則として、ます間では、管を曲げない。

(ウ) トラップますについて

- a) 悪臭防止については、器具トラップの設置によるものを原則とするが、それが困難な場合、雑排水系統に限りトラップ付ますを設置し、悪臭防止の機能を持たせるものとする。

イ ますの構造

ますの構造は、次に掲げる各号によらなければならない。

- (ア) ますは堅固で外部荷重に耐えることのできる構造とし、鉄筋コンクリート製及び樹脂製（塩化ビニル、ポリプロピレン等）とする。
(イ) 既設の水道管、ガス管等の障害、又は敷地の問題などで、規定のますを設置できない場合は管理者と協議すること。

ウ ますふた

ますふたの材質及び構造は、次に掲げる各号によらなければならない。

- (ア) ますのふたは、ますの設置場所の状況に合った耐荷重用で鋳鉄製、FRP製、コンクリート製又は、それと同等品以上のものを使用すること。

表5 ますの耐荷重

種 類	摘 要 荷 重	設 置 場 所
塩化ビニル製ふた	T-2	一般住宅、乗用車通過頻度が少ない箇所
保護鉄ふた	T-8	駐車場、不特定多数が車両通過する私道や分譲道路等の損傷防止が必要な箇所
保護鉄ふた	T-14	大型車両等の駐車場や通過する箇所
保護鉄ふた	T-25	一般公道に準ずる箇所

- (イ) ますのふたは、密閉式とすること。

- (ウ) ます及び掃除口のふたは、内側に防水用ゴムパッキンを有し、塩化ビニル製のものを使用すること。保護ふたの中ふたは取手付とし、開閉等の支障のない位置に設置すること。

- (エ) 一般家庭用駐車場に設置されるます及び掃除口のふたについては、鋳鉄製（密閉式）又は樹脂製（耐圧用）レジコン蓋又は同等品以上を使用した場合、保護ふたは不要とする。

- (オ) ます及び掃除口のふたは地盤高に合わせて施工し、周囲を保護コンクリートで固定すること。ただし、次の場合は不要とする。

- a) 花壇、縁の下等、人が通らないところ。（接続ますは除く。）

- b) アスファルト舗装箇所。ただし、保護ふたの周囲はコンクリートで固定すること。

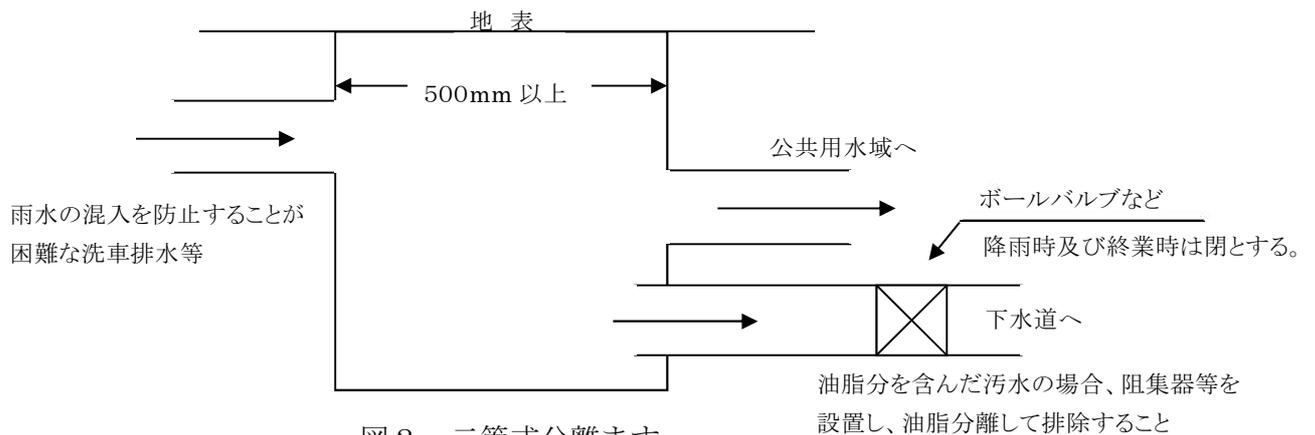
(3) 特殊施設の取扱い

ア ガソリンスタンド、修理工場、洗車場等

ガソリンスタンドや自動車修理工場、洗車排水など恒常的に業務として油脂分を含んだ汚水を下水道に排除する場合、阻集器等を設置し、油脂分離してから排除させなければならない。また、雨水が混入しないようにすること。

雨水分離が困難な屋外洗車場等の場合、二管式分離ます等を使用し、降雨時及び終業時はバルブ等を閉じて公共用水域へ放流させること。

また、事前に管理者と協議を行うこと。



イ 駐車場排水

駐車場の床面排水を集中して下水道に排除する場合、次に掲げるものについては、阻集器を設置すること。

また、事前に管理者と協議を行うこと。

(ア) 屋内駐車場で延面積 500 m²以上のもの。

(イ) 屋内で昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が 20 台以上のもの。

(ウ) 洗車又は床散水設備のあるもの。

(エ) 油庫のあるもの。

(オ) 立体駐車場の場合、タワーパーキング内及び屋内のターンテーブルで汚水を取る場合は、阻集器を通して公共下水道へ流入させる。屋外のターンテーブルの場合は、阻集器を通して公共用水域に放流する。

※上記以外でも汚水を公共下水道へ排除する場合は、阻集器を設置する方が望ましい。

4 施工

屋外排水設備工事に当たっては、関係法令等を遵守し、他の地下埋設物を確認し、建築物の施工者と十分な協議を行い、機材の適切な取扱い方法を把握して良心的な施工に努める。工事の施工にあたり、以下の点に留意すること。

(1) 排水管の施工

ア 掘削工

- (ア) 掘削は、深さ、作業現場の状況に適した方法で行う
- (イ) 掘削底面は十分に敷き均して突き固め、必要に応じて基礎を施す。

イ 敷設工

- (ア) 管の敷設は直線状で、管の接合は水密性を保持できるような方法により行う。
- (イ) 管の切断は、専用工具を用いて管軸に対して直角に切断し、内外面とも面取りする。

ウ 埋戻し工

- (ア) 埋戻しは、管の移動や損傷等を起こさないように注意し、入念に突き固めながら行う。

エ 管の防護工

- (ア) 汚水管は、必要に応じて防護等を行う。
- (イ) やむを得ず露出配管とする場合は硬質ポリ塩化ビニル管の肉厚種（VP管）を使用し、露出部分の損傷を防ぐため適切な防護を行うこと。また、管は水撃作用又は外圧による振動、変位等を防止するため、支持金具を用いて堅固に固定する。

オ 雨水の浸入防止

- (ア) 雨水の浸入や漏水等に注意して施工する。

(2) ます及び掃除口の施工

ア 掘削工

ます設置箇所の掘削は、据付けを的確に行うために必要な余裕幅をとる。その他は汚水管の掘削に準じる。

イ 基礎工

ますの材質に応じた基礎用の材料を用いて、十分に敷き均して突き固める。

ウ 築造工

ますに接続する管は、材質に応じた材料・器具等を用いて、動揺しないように据え付け、漏水や雨水等の浸入のないようにする。

(3) 既設排水設備の取扱い

浄化槽等から公共下水道への切替工事を行う際に、既設排水設備を再利用する場合は、次の事項に注意すること。排水設備等工事計画確認申請書の提出時に「既設配管等使用に関する確約」を添付すること。

- ア 水たまり等がなく、排水機能上支障がないこと。
- イ 雨水の混入、漏水、浸入水がないこと。
- ウ 既設屋外露出配管については、露出部分の損傷を防ぐため適切な防護を行うこと。
- エ 排水管に土砂等の堆積がある場合は、清掃するとともに原因を調査し、土砂等の浸入防止を図ること。
- オ 既設排水設備についても、ますの形状、大きさ、排水管等の種類、管径、ます間距離は、「排水設備等工事計画確認申請書」に明記すること。

(4) 浄化槽等の処置

ア 浄化槽切替工事

不要になった浄化槽は、原則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき適正に撤去する。雨水の一時貯留等に再利用する場合は、適切な措置を講じること。また、浄化槽を廃止した日から30日以内に浄化槽使用廃止届出書を生活排水対策課へ提出すること。（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第11条の3）

5 私道排水設備

私道排水設備は、私道に面した複数の設置義務者の宅地からの汚水を公共下水道に排除する排水設備である。私費で排水設備工事を行い、公共下水道に接続するため、事前に排水設備工事計画確認申請書を提出する必要がある。設計や施工については、屋外排水設備に準ずるものとする。

なお、水洗化施策の一環として「私道への公共下水道設置要領」が規定されている。この規定により、私道内の排水施設は、「私道排水設備」に限ることなく、「公共下水道」として整備が出来る場合があるので、事前に管理者と協議を行うこと。

第3 確認及び完了検査

排水設備工事を行おうとするときは、富士市下水道条例（平成10年12月9日条例第45号。以下「条例」という。）第6条に基づき、事前に申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受ける必要がある。

また、排水設備工事が完了したときは、条例第8条に基づき、その日から5日以内に完了の届出をすると共に、排水設備工事責任技術者が立会いのもと、完了検査を受ける必要がある。

なお、詳細は「排水設備等の計画の確認及び工事の検査に関する要領」によるものとする。

1 確認

排水設備等の工事に関する計画の確認を受けようとするものについて、排水設備等工事計画確認申請書及び必要書類（以下「申請書等」という。）が指針に適合しているかの審査を行うものである。また、確認を受けた事項を変更する場合も同様とする。

確認の内容は、以下のとおりとする。

（1）平面図によるもの

- ア まず、掃除口及び排水管の設置位置及び内径
- イ その他施設（グリーストラップ等）
- ウ 汚水系統及び雨水系統の分離

（2）縦断面図によるもの

- ア 排水管の管径、材質、こう配及び土被り
- イ 測点間の距離

（3）その他の必要な書類

- ア 内容が適正であるかの確認

2 検査

検査は、条例第6条の確認を受けた工事が完了し、その日から5日以内に排水設備工事完了届及び自主検査報告書の提出を受けたものに対して、申請書等の合致及び施工状況の適否の判定を行うものである。

自主検査は、工事が完了した後で測点間の距離、地盤高、管底高、土被り、管口径、こう配、管種についての自主検査を行うものである。

検査の内容は、以下のとおりとする。

（1）平面図によるもの

- ア まず、掃除口及び排水管の内径
- イ その他施設（グリーストラップ等）
- ウ 雨水ます及び雨樋

(2) 施工状況

- ア 鏡とライトによる排水管の内部状況
- イ 排水管のこう配
- ウ 必要に応じ排水管の流下能力
- エ 使用材料の材質
- オ 雨水系統の分離
- カ 埋戻しの完了状況

(3) 不明水対策によるもの

- ア ます及び掃除口の継目等からの浸入水、漏水の有無
- イ 排水管の接合部等からの浸入水、漏水の有無

(4) 自主検査報告書によるもの

- ア 任意に指定した箇所における土被り及び管底高の確認

第4 特定施設・除害施設

工場、事業所や特定事業場等（以下「工場等」という。）からの汚水は、公共下水道施設に悪影響を与える性質の排水が含まれている可能性がある。

最悪の場合、下水道本管では、管渠の閉塞や有毒な物質が発生し、処理場では、施設の損傷や処理機能の低下などが発生することも考えられる。

このため、水質汚濁防止法及びダイオキシン類特別措置法に基づく特定施設を有する「特定事業場」及び法や条例に基づく表9「下水排除基準」に適合させるための「除害施設」を設置する場合は事前に届出する必要がある。

工場等からの汚水の処理方法等は、それぞれの水質により異なるため、事前に管理者と協議を行うこと。

なお、特定施設や届出の種類などの詳細は、富士市ウェブページの「事業場排水の手引き」を参照すること。各届出様式のダウンロードも可能である。

表9 下水排除基準

	項目 (単位)	特定事業場		除害施設			
		日50㎡以上	日50㎡未満	日50㎡以上	日50㎡未満		
有害物質 政令で定める基準	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下	
	シアン化合物	mg/l	1以下	1以下	1以下	1以下	
	有機燐化合物	mg/l	1以下	1以下	1以下	1以下	
	鉛及びその化合物	mg/l	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	六価クロム化合物	mg/l	0.5以下	0.5以下	0.5以下	0.5以下	
	砒素及びその化合物	mg/l	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	水銀及び77水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.005以下	0.005以下	0.005以下	0.005以下	
	アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/l	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下	
	トリクロロエチレン	mg/l	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	テトラクロロエチレン	mg/l	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	ジクロロメタン	mg/l	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下	
	四塩化炭素	mg/l	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下	
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04以下	0.04以下	0.04以下	0.04以下	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	1以下	1以下	1以下	1以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4以下	0.4以下	0.4以下	0.4以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3以下	3以下	3以下	3以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下	
	チウラム	mg/l	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下	
	シマジン	mg/l	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下	
	チオベンカルブ	mg/l	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下	
	ベンゼン	mg/l	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	セレン及びその化合物	mg/l	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	ほう素及びその化合物	mg/l	10以下	10以下	10以下	10以下	
	ふっ素及びその化合物	mg/l	8以下	8以下	8以下	8以下	
	1,4-ジオキサン	mg/l	0.5以下	0.5以下	0.5以下	0.5以下	
	生活環境項目等 条例で定める基準	フェノール類含有量	mg/l	5以下		5以下	
		銅及びその化合物	mg/l	3以下	3以下	3以下	3以下
		亜鉛及びその化合物	mg/l	2以下	5以下	2以下	5以下
鉄及びその化合物 (溶解性)		mg/l	10以下		10以下		
マンガン及びその化合物 (溶解性)		mg/l	10以下		10以下		
クロム及びその化合物		mg/l	2以下	2以下	2以下	2以下	
ニッケル含有量		mg/l	2以下		2以下		
水素イオン濃度 (pH)			5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	
生物学的酸素要求量 (BOD)		mg/l	600未満 (300未満)		600未満 (300未満)		
浮遊物質 (SS)		mg/l	600未満 (300未満)		600未満 (300未満)		
有害物質	ノルマルヘキサン抽出物質 鉱物油	mg/l	5以下	5以下	5以下	5以下	
	ノルマルヘキサン抽出物質 動植物油	mg/l	30以下	30以下	30以下	30以下	
	温度	℃	45未満	45未満	45未満	45未満	
			(40未満)	(40未満)	(40未満)	(40未満)	
	ヨウ素消費量	mg/l	220未満	220未満	220未満	220未満	
アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	380未満 (125未満)	380未満 (125未満)	380未満 (125未満)	380未満 (125未満)		

* 下段括弧内は、製造業又はガス供給業に係る施設から下水を排除する場合の基準値

対象者	ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準施設の設置者
排除基準値	10 pg-TEQ/1以下

- 違反した場合、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金。過失による場合は、3ヶ月以下の禁固又は20万円以下の罰金（下水道法第46条の2）。違反のおそれがある場合は改善命令、一時停止命令（下水道法第37条の2、第38条第1項第1号）
- 違反のおそれがある場合は改善命令、一時停止命令（下水道法第38条第1項第1号）

第5 資料

1 富士市排水設備設置義務免除要領

(目的)

第1条 この要領は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書に規定する排水設備設置義務の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 免除 市長が、法第10条第1項ただし書の規定に基づき排水設備の設置義務を免除し、下水の公共下水道（法第2条第6項に規定する終末処理場を設置しているものに限る。以下同じ。）以外への排除を許可することをいう。
- (2) 免除下水 前号の規定により免除され、公共下水道以外へ排除される下水をいう。
- (3) 排除施設 免除下水を公共下水道以外に排除させるために必要な設備等をいう。

(免除の要件)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当するときは、免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対し、排水設備の設置を免除することができる。

- (1) 免除下水の水質が、当該処理区域の終末処理場からの放流水に対して適用される基準に適合するものであり、かつ、次のアからエまでのいずれかに該当すること。
 - ア 直接汚濁物質と接触せず、間接的に冷却する冷却水
 - イ 屋外の水泳プールの排水（ろ過施設の洗浄水を除く。）
 - ウ 事業場等の生産等の作業工程からの排水
 - エ その他市長が認めた排水
- (2) 排除施設と排水設備が完全に分離した排水系統であり、かつ、その系統が容易に確認できること。
- (3) 免除下水を直接排除しても支障がないと判断される適当な公共用水域があること。
- (4) 排除施設（排水処理施設がある場合はこれを含む。）の機能が安定して維持できるものであり、かつ、排除施設の維持管理体制が確立されていること。
- (5) 免除下水の量が正確に把握できること。

(免除の申請)

第4条 申請者は、免除を受けようとするときは、排水設備設置義務免除申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 免除を受ける事業場等の案内図
- (2) 排除施設及び排水設備等に係る図面
- (3) 免除を受け排出しようとする下水に係る水質試験の計量証明書（試験項目については市長が必要と認めた項目）
- (4) その他市長が必要と認めるもの。

(免除の条件)

第5条 市長は、免除を許可するに際して免除下水の管理及び水質維持のために必要な条件を付することができる。

(実施の制限)

第6条 申請者は、第9条の許可書の交付があった後でなければ、排除施設及び排水設備等を設置し、又は変更してはならない。

(免除の期間)

第7条 免除の期間は、排水設備設置義務免除申請書の内容に変更がない限り継続する。ただし、法令等により新たに免除について規制がされた場合は、この限りでない。

(免除事項の変更)

第8条 免除を受けた事項(第10条に掲げる事項を除く。)を変更しようとするときは、変更しようとする日前30日までに排水設備設置義務免除事項変更申請書(第2号様式)を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には第4条第1号、第2号、及び第4号に掲げる書類を添付しなければならない。

(許可書の交付)

第9条 市長は、第4条の規定による免除、前条の規定による免除事項の変更の申請を適当と認めるときは、排水設備設置義務免除許可書(第3号様式)又は排水設備設置義務免除事項変更許可書(第4号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(氏名等の変更の届出)

第10条 免除を受けた者は、次の各号に掲げる事項を変更したときは、変更のあった日から30日以内に氏名等変更届(第5号様式)により、市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは住所又は法人にあっては、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地若しくは排除施設の所在する事業所の所在地
- (2) 排除施設の所在地

(排除施設の廃止又は休止の届出)

第11条 排除施設の使用を廃止し、又は休止したときは、当該排除施設に係る免除を受けた者は、当該廃止し、又は休止した日から30日以内に排除施設(廃止・休止)届(第6号様式)により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により廃止又は休止の届出をした者が、再び当該排除施設を使用しようとするときは、次の各号による区分に応じ、当該各号に定める手続きをしなければならない。

廃止の場合 第4条に基づく申請

休止の場合 排除施設使用開始届(第7号様式)による届出

(地位の承継)

第12条 免除を受けた者から当該免除に係る排除施設を譲り受け、又は借り受けて引き続き使用する者は、当該免除を受けた者の地位を承継する。

2 免除を受けた者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該免除を受けた者の地位を承継する。

3 前2項の規定により免除を受けた者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、排除施設承継届(第8号様式)により市長に届け出なければならない。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

1 この要領は、平成25年12月5日から施行する。

2 この要領の施行前に富士市排水設備設置義務免除取扱要領(平成24年8月22日)の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要領の相当する規定によりなされたものとみなす。

2 富士市ディスポーザの設置及び取扱いに関する要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、富士市下水道条例施行規程（平成24年富士市上下水道企業訓令甲第5号。以下「規程」という。）第3条第9号の規定に基づき、ディスポーザの設置及び取扱いについて必要な基準を定めるものとする。

(ディスポーザの技術上の基準)

第2条 ディスポーザ及びその附帯設備（以下これらを総称して「システム」という。）は、公益社団法人日本下水道協会が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）」に基づく適合評価を受けたものでなければならない。

(維持管理の基準)

第3条 システムの利用者は、次に掲げる基準に従い当該システムの維持管理をしなければならない。

- (1) システムの維持管理体制並びに処理水質基準、清掃、水質、汚泥管理等の点検項目及び点検頻度を明示した維持管理に関する計画書を作成し、当該計画書に従いシステムを適正に使用し、及び維持管理すること。
- (2) システムから発生する汚泥の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条の規定による許可を受けた業者に委託する方法により行うこと。
- (3) システムの維持管理については、その維持管理に関して能力を有する業者と維持管理業務委託契約を締結し、当該業者が行う点検記録その他維持管理に関する資料を3年間保管すること。

(申請の添付書類)

第4条 システムを設置し、更新し、又は変更しようとする者は、規程第5条第1項に規定する申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) システムが第2条に規定する技術上の基準に適合していることを証する書類
- (2) システムの設置位置を明らかにする図面
- (3) システムの構造及び性能を示す仕様書の写し
- (4) 前条第1号の維持管理計画書
- (5) 前条第3号の維持管理業務委託契約書の写し
- (6) その他管理者が必要と認める書類

(雑 則)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に富士市ディスポーザの設置及び取扱いに関する要領（平成24年8月22日）の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要領の相当する規定によりなされたものとみなす。
- 3 平成26年4月1日から平成27年3月31日までに公益社団法人日本下水道協会の定めた「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成16年3月）」に基づく適合評価を受けたものを設置する計画の確認がなされる場合については、第2条の規定の制限を受けないものとみなす。

3 排水設備等の計画の確認及び工事の検査に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、富士市下水道条例（平成10年12月9日条例第45号。以下「条例」という。）第6条に規定する確認（以下「確認」という。）及び第8条に規定する検査（以下「検査」という。）の適正かつ公正な執行を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(確認及び検査の基準)

第2条 確認及び検査の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 排水設備の設置により、公共下水道の機能及び構造の保全に悪影響を及ぼさないこと。
- (2) 排水設備の構造等が、富士市排水設備工事技術指針（以下「指針」という。）に適合していること。

(確認の対象)

第3条 確認は、排水設備等の工事に関する計画の確認を受けようとするものについて行うものである。また、確認を受けた事項を変更する場合も同様とする。

(確認の内容)

第4条 確認は、排水設備等工事計画確認申請書及び必要書類（以下「申請書等」という。）が第2条の基準に適合しているかの確認を行うものである。内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 平面図によるもの
 - ア まず、掃除口及び污水管の設置位置及び内径
 - イ その他施設（グリーストラップ等）
 - ウ 污水系統と雨水系統の分離
- (2) 縦断面図によるもの
 - ア 污水管の管径、材質、勾配及び土被り
 - イ 測点間の距離
- (3) その他の必要な書類
 - ア 内容が適正であることを確認できる書類

(申請書等の修正)

第5条 申請書等の不備及び第2条に定める基準に適合していないと判断した場合、管理者は、申請者及び富士市下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）に対して修正を指示することができる。

(指定工事店による自主検査)

第6条 確認を受けた工事が完了した後、排水設備工事責任技術者の資格を有する者は、第2条の基準に適合しているか自主検査を行い、自主検査報告書に記入するものとする。自主検査報告書は様式1のとおりとし、測点間の距離、地盤高、管底高、土被り、管口径、勾配、管種を記入するものとする。

(検査の対象)

第7条 検査は、確認を受けた工事が完了し、その日から5日以内に排水設備等工事完了届及び自主検査報告書の提出を受けたものに対して行うものとする。

(検査の内容)

第8条 検査は、第2条の基準に適合し、かつ施工状況の適否の判定を行うものとする。内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 平面図によるもの
 - ア まず、掃除口及び污水管
 - イ その他施設（グリーストラップ等）
 - ウ 雨水ます及び雨樋
- (2) 施工状況
 - ア 鏡とライトによる污水管の内部状況
 - イ 污水管の勾配
 - ウ 必要に応じ污水管の流下能力
 - エ 使用材料の材質
 - オ 雨水系統の分離
 - カ 埋戻しの完了状況
- (3) 不明水対策によるもの
 - ア まず及び掃除口の継目等からの浸入水、漏水の有無
 - イ 污水管の接合部等からの浸入水、漏水の有無
- (4) 自主検査報告書によるもの
 - ア 任意に指定した箇所における土被り及び管底高の確認

(検査の受検)

第9条 検査は、排水設備工事責任技術者の資格を有する者で当該工事の担当者が受検するものとする。

(手直しの指示)

第10条 検査の結果、第2条に定める基準に適合していないと判断した場合、管理者は、申請者及び指定工事店に対して手直しを指示することができる。

2 指示を受けた指定工事店は、指示を受けた日から7日以内に当該工事を完了させ、再検査を受けなければならない。

(検査結果の復命)

第11条 検査員は、検査が終了したときは、遅延なく、その結果を管理者に復命しなければならない。

(検査済証の貼付)

第12条 検査の結果、第2条に定める基準に適合していると判断した場合、合格とする。検査員は、検査済証を公共ますの蓋、これにより難しい場合は、水道の量水器筐の蓋に貼付するものとする。

(委任)

第13条 この要領の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

4 私道への公共下水道設置要領

(目的)

第1条 この要領は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号に規定する処理区域内の私道に対して、公共下水道施設（雨水管を除く。以下「施設」という。）を設置することにより、公共下水道の普及促進と生活環境の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「私道」とは、次に掲げる道路以外の道路をいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項及び第3条に規定する道路
- (2) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条第1項に規定する国有財産及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第1項に規定する公有財産のうち、一般の通行の用に供している道路

(設置要件)

第3条 この要領の規定に基づき、施設を設置する基準は、次のとおりとする。ただし、管理者が公益上必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 私道部分が分筆され、道路としての形態を成し、通行の用に供されていること。
- (2) 一端以上が公共下水道の敷設されている公道に通じていること。
- (3) 施設設置のための工事が可能な幅員を有すること。
- (4) 施設を利用する家屋（公共下水道の設置されている公道に面している敷地の家屋を除く。以下「利用家屋」という。）の戸数が2戸以上あること。
- (5) 私道に施設を設置することについて、施設を設置する私道の所有者が施設の設置及び維持管理上障害となる制限を加えない旨の承諾をしていること。
- (6) 私道の使用料は無償とし、使用期間は施設の存続期間であること。
- (7) 私道の所有権を譲渡する場合には前2号の要件を新たな所有者に引き継ぐことを承諾していること。
- (8) 施設設置完了後、原則として利用家屋全戸が速やかに排水設備を設置し、水洗化を実施することが明らかであること。
- (9) 私道が法第5条1項の予定処理区域として同法第4条の認可を受けた日以前から存続していること。

(設置申請)

第4条 施設の設置を希望するものは、当該設置を希望するものうちから代表者を定め、私道内公共下水道施設設置申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、管理者に申請しなければならない。

- (1) 私道の所有者等の土地使用承諾書（第2号様式）
- (2) 位置図、公図写し及び土地登記簿謄本
- (3) 私道内公共下水道設置申請者名簿兼誓約書（第3号様式）
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(工事の施行)

第5条 管理者は、前条に規定する申請があったときは、これを審査し、適当と認めたものについては、施設の工事を行うものとする。

2 前項の工事は、予算の範囲内において管理者の負担により管理者が施行する。

(完成後の措置)

第6条 前条の規定により設置した施設の取扱いは、次に定めるところによる。

(1) 施設の所有権は、管理者に帰属する。

(2) 施設の維持管理は、管理者が行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成24年8月22日から施行する。

2 この要領の施行前に富士市下水道使用料金等審議会運営に関する要領等を廃止する要領（平成24年8月22日）による廃止前の私道への公共下水道設置要領（平成16年10月1日）の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要領の相当する規定によりなされたものとみなす。

5 富士市公共下水道事業下水道排水設備指定工事店規程

平成 24 年 6 月 29 日
上下水道企業訓令甲第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、富士市下水道条例(平成 10 年富士市条例第 45 号。以下「条例」という。)第 7 条の 2 第 3 項の規定に基づき管理者(公共下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。)が指定する富士市下水道排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成 29 年上下水道企業訓令甲 2 号・令和 4 年 3 号〕)

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備工事 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 10 条第 1 項に規定する排水設備の新設、増設、改築及び撤去に係る工事をいう。
- (2) 責任技術者 静岡県下水道協会(以下「協会」という。)が実施する下水道排水設備工事責任技術者試験に合格し、協会に登録された者をいう。

(指定工事店の指定)

第 3 条 管理者は、次に掲げる要件のいずれにも適合している工事業者を指定工事店として指定するものとする。

- (1) 責任技術者が 1 人以上専属していること。
- (2) 工事の施行に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 静岡県内に事業所を有していること。

2 前項各号に掲げる要件に適合している工事業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定工事店となることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である場合
- (2) 協会から責任技術者としての登録を取り消されてから 2 年を経過していない場合
- (3) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めに足る相当の理由がある場合
- (4) 富士市暴力団排除条例(平成 24 年富士市条例第 2 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等(以下この号において「暴力団員等」という。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者であると認められる場合
- (5) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意志疎通を適切に行うことができない者である場合
- (6) 法人にあっては、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者がいる場合
- (7) 工事業者が第 10 条第 2 項の規定により指定を取り消されてから 2 年を経過していない場合
- (8) 工事業者が市町村税を完納していない場合

3 前項第 7 号の規定に該当する場合で、当該工事業者が法人であるときは、その代表者は、同号に規定する期間内において、個人又は別の法人の代表者として指定工事店の指定を受けることができない。

(一部改正〔令和元年上下水道企業訓令甲 4 号〕)

(指定の申請)

第 4 条 指定工事店の指定を受けようとする者は、下水道排水設備指定工事店申請書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 個人の場合は、住民票記載事項証明書、経歴書及び前条第 2 項第 1 号に該当しないことを証する書類
- (2) 法人の場合は、登記事項証明書、定款の写し及び代表者に関する前号に定める書類

- (3) 市町村税の完納を証する書類
- (4) 専属責任技術者名簿(第2号様式)及び雇用関係を証する書類
- (5) 専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証(以下「責任技術者証」という。)の写し
- (6) 工事の施行に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
- (7) 事業所の平面図及び付近見取図(第3号様式)
- (8) 事業所の写真

(指定工事店証)

第5条 管理者は、指定工事店を指定したときは、富士市下水道排水設備指定工事店証(第4号様式。以下「指定工事店証」という。)を指定工事店に交付するものとする。

- 2 指定工事店は、指定工事店証を事業所内の見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 指定工事店は、指定工事店証を損傷し、又は紛失したときは、速やかに指定工事店証再交付申請書(第5号様式)を管理者に提出して再交付を受けなければならない。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第6条 指定工事店は、下水道に関する法令等その他管理者が定めるところに従い誠実に排水設備工事を施行しなければならない。

- 2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 工事施行の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならないこと。
 - (2) 工事は、適正な工費で施行しなければならないこと。
 - (3) 工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならないこと。
 - (4) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。
 - (5) 指定工事店としての自己の名義を他の工事業者に貸与してはならないこと。
 - (6) 工事は、条例第6条に規定する排水設備等の新設等の計画に係る管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならないこと。
 - (7) 責任技術者の監理の下においてでなければ工事の設計及び施行をしてはならないこと。
 - (8) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、災害又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならないこと。
 - (9) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して管理者から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならないこと。

(指定の有効期間)

第7条 指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。ただし、管理者は、特に必要と認めたときは、指定の有効期間を短縮することができる。

(指定の更新)

第8条 指定工事店は、前条の有効期間満了後も引き続き指定工事店の指定を受けようとするときは、有効期間が満了する日の1月前までに第4条に規定する申請をしなければならない。

(指定の辞退及び異動等の届出)

第9条 指定工事店は、第3条第1項の要件を欠くに至ったとき、同条第2項第1号若しくは第5号のいずれかに該当するに至ったとき(法人にあっては、その役員のうちいずれかが同条第2項第1号若しくは第5号のいずれかに該当するに至ったとき)、又は指定工事店の業務を廃止し、若しくは休止しようとするときは、直ちに指定工事店辞退届(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 指定工事店証
- (2) 専属する責任技術者の責任技術者証の写し

- 2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに指定工事店異動届(第7号様式)に別に定める書類を添えて管理者に提出しなければならない。
- (1) 組織を変更したとき。
 - (2) 代表者に異動があったとき。
 - (3) 事業所名を変更したとき。
 - (4) 事業所の所在地を変更したとき。
 - (5) 専属する責任技術者に異動があったとき。
 - (6) 住居表示があったとき。
 - (7) 電話番号を変更したとき。
- (一部改正〔令和元年上下水道企業訓令甲4号〕)

(指定の取消し又は停止)

第10条 管理者は、指定工事店から前条第1項に規定する届出があったときは、当該指定を取り消すものとする。

- 2 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において当該指定の効力を停止することができる。
- (1) 法令等に違反したとき。
 - (2) 第3条第2項第1号から第6号まで又は第8号に該当するに至ったとき。
 - (3) 管理者が指定工事店として不適当と認めたとき。
- 3 指定工事店は、前項の規定により当該指定を取り消され、又は当該指定の効力を停止されたときは、直ちに指定工事店証を管理者に返還しなければならない。
- (一部改正〔令和元年上下水道企業訓令甲4号〕)

(責任技術者の責務)

第11条 責任技術者は、法令等に従い、排水設備工事の設計及び施行(監理を含む。)に当たらなければならない。

- 2 責任技術者は、条例第8条第1項の検査に立ち会わなければならない。
- 3 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(公示)

第12条 管理者は、指定工事店に関し次に掲げる措置をしたときは、その都度これを公示するものとする。

- (1) 指定工事店を指定したとき。
- (2) 指定工事店の指定を取り消し、又は停止したとき。
- (3) 事業所名の変更に係る異動届を受理したとき。

(事務連絡会)

第13条 管理者は、排水設備工事の適正な施行等を確保するため、事務連絡会を開催するものとする。

- 2 指定工事店及び責任技術者は、前項の事務連絡会に出席しなければならない。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日前に岳南広域都市計画富士下水道事業受益者負担に関する条例施行規則等を廃止する規則(平成24年富士市規則第42号)による廃止前の富士市下水道排水設備指定工事店規則(平成10年富士市規則第33号)の規定により富士市下水道排水設備指定工事店の指定を受けた者は、その有効期間に限り、この訓令の規定により指定工事店の指定を受けた者とみなす。

3 平成 24 年 7 月 8 日までの間、指定工事店の指定を受けようとする者に係る第 4 条の規定の適用については、同条第 1 号中「住民票記載事項証明書」とあるのは「住民票記載事項証明書又は登録原票記載事項証明書」とする。

附 則(平成 29 年 12 月 8 日上下水道企業訓令甲第 2 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(令和元年 11 月 8 日上下水道企業訓令甲第 4 号)

この規程は、公表の日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日上下水道企業訓令甲第 1 号)

1 この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和 4 年 3 月 24 日上下水道企業訓令甲第 3 号)

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

6 富士市下水道排水設備工事指定工事店の違反行為等に対する処分の基準に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士市公共下水道事業下水道排水設備指定工事店規程（平成24年上下水道企業訓令甲第6号。以下「規程」という。）第10条第2項の規定に基づき、管理者が指定工事店に行う指定の取消し又は一時停止の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(違反点数の決定)

第2条 管理者は、指定工事店が規程第10条第2項に掲げる事由（以下「違反行為等」という。）に該当したときは、別表に定める基準により、違反点数の決定を行う。

- 2 管理者は、前項の規定により違反点数を決定するときは、当該違反行為等に該当した指定工事店に事前に説明を求めることができる。
- 3 管理者は、第1項の規定により違反点数の決定を行ったときは、速やかに当該指定工事店に通知するものとする。

(処分)

第3条 管理者は、前条の規定により決定した違反点数の累積点数が次の各号に掲げる点数に達したときは、当該各号に定める処分を違反行為等に該当した指定工事店に対して行う。

- (1) 6点以上8点未満 1か月間の指定の効力の停止
 - (2) 8点以上10点未満 3か月間の指定の効力の停止
 - (3) 10点以上12点未満 5か月間の指定の効力の停止
 - (4) 12点以上 指定の取消し
- 2 前項の規定により処分の決定を行うときは、富士市下水道排水設備指定工事店審査委員会の意見を聴くものとする。
 - 3 管理者は、第1項の規定により処分の決定を行ったときは、速やかに当該指定工事店に通知するものとする。
 - 4 管理者は、処分を受けた指定工事店が当該処分前に富士市下水道条例（平成10年富士市条例第45号）第6条の規定により管理者の確認を受けた排水設備工事については、当該工事に限り指定の取消し又は一時停止の処分を受けた指定工事店に施工させることができる。
 - 5 指定の取消しの処分を受けた指定工事店は、当該処分開始の日から1年を経過した後で、かつ、管理者の行う講習を受けなければ、新たに指定の申請を行うことができない。

(違反点数の有効期間)

第4条 違反行為等の違反点数の有効期間は、当該違反行為等のあった日（以下「行為日」という。）から起算して1年間とする。ただし、行為日から違反行為等を確認した日までの期間が1月を超える場合は、当該確認した日を行為日とみなして算定する。

- 2 指定工事店の違反点数は、前項に規定する有効期間中ののものであっても、指定の一時停止の処分の期間が満了したとき又は指定の取消しの処分を受けたときは、すべて消滅する。

(一時停止の期間の短縮)

第5条 管理者は、指定の一時停止の処分を受けた指定工事店が管理者の行う講習を受けたときは、当該処分の期間を短縮することができる。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、違反行為等の処分に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成18年8月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に富士市下水道排水設備工事指定工事店の違反行為等に対する処分の基準に関する要領（平成18年8月1日）の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要領の相当する規定によりなされたものとみなす。
- 3 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

違反行為等の処分基準

違 反 行 為		違反点数	
無届着工を行った場合	公共下水道の不正使用を伴う場合	6	下水道条例第6条
	公共下水道の不正使用を伴わない場合	2	
工事完了後5日以内に完了届を提出しない場合	公共下水道の不正使用を伴う場合	4	下水道条例第8条1項
	公共下水道の不正使用を伴わない場合	2	
指定日に完了検査を受けなかった場合 (ただし、事前に許可を受けたものについては、この限りでない)		3	下水道条例第8条2項
検査指摘事項を、指定期間内に施工しなかった場合		3	
検査時に完了図面と現場が違う場合		2	下水道規程第5条
故意または重大な過失により、確認申請書に虚偽の記載をした場合		4	工事店規程第6条1項
正当な理由がなく住民からの工事依頼を断った場合		2	工事店規程第6条2項 1
適正な工費で工事を施工しなかった場合		2	同 2
工事の全部又は大部分を第三者に委託し、または請け負わせた場合		3	同 3
自己の名義を他の工事業者に貸与した場合		3	同 4
責任技術者の管理の下に工事を施工をしなかった場合		2	同 6
完了後1年以内の故障等について無償で補修しなかった場合		2	同 7
検査に責任技術者が立ち会わなかった場合 (ただし、事前に許可を得たものについては、この限りでない)		3	工事店規程第11条2項
検査時に責任技術者証を携帯しなかった場合		1	同3
事務連絡会に出席しなかった場合 (ただし、事前に了承を得たものについては、この限りでない)		4	工事店規程第13条
新工法・新配管材料等を市長の承認を受けないで使用した場合		2	排水設備技術指針

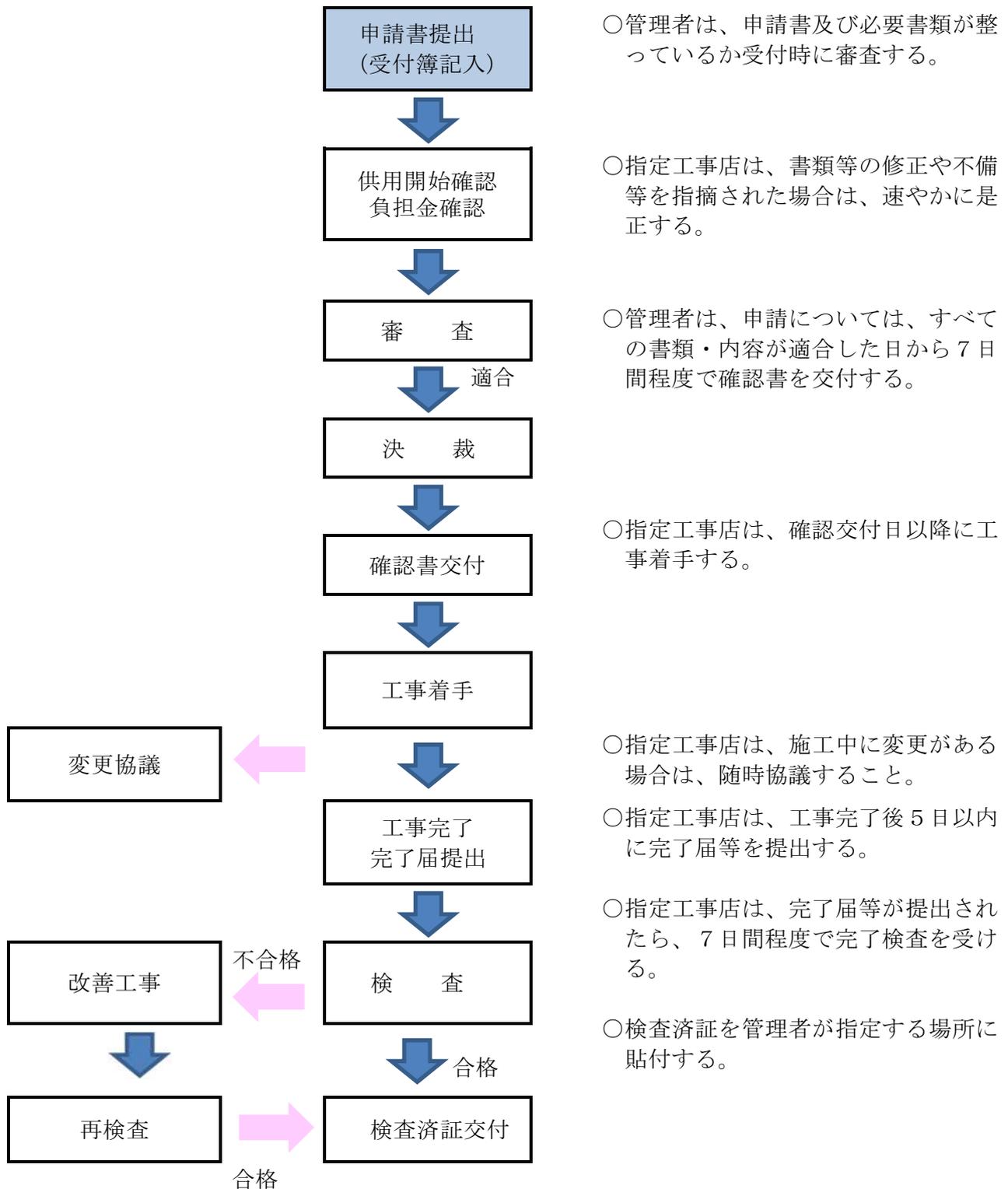
- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 6点以上8点未満 | 1 か月間の指定の効力の停止 |
| (2) 8点以上10点未満 | 3 か月間の指定の効力の停止 |
| (3) 10点以上12点未満 | 5 か月間の指定の効力の停止 |
| (4) 12点以上 | 指定の取消し |

※各違反行為等ごとの違反点数の有効期間は、
当該違反行為等のあった日から起算して1年間

7 排水設備等工事計画確認（変更）申請書の書類作成の手引き

1 排水設備計画確認の流れについて

確認（変更）申請書の提出から検査済証の交付までの流れは以下のとおりとする。



2 排水設備等工事計画確認（変更）申請書等の提出

排水設備等の工事を施工するにあたり、申請時に必要な図書は以下のとおりとする。

図書は正・副2部同じものを下水道施設維持課に提出すること。各書式は富士市ウェブページ（排水設備工事申請書一覧）でダウンロードが可能。

- (1) 排水設備等工事計画確認（変更）申請書 (P 4 0)
- (2) 見取図（A 4）
 - ア 工事施工地及び隣接地を表示したもの。
 - イ 設置場所を赤色で着色する。
- (3) 平面図（A 4 又は A 3） (P 4 2)
- (4) 縦断面図（A 4 又は A 3） (P 4 4)
- (5) 添付書類 (P 4 6)
 - 1 申請者の所有地の場合
 - 2 申請者以外の土地、排水設備を使用する場合
 - 3 既設配管等を使用する場合の確約
- (6) その他（必要な場合のみ）
 - ア グリーストラップ、オイルトラップを設置する場合
 - ・ グリーストラップ等容量計算書、設置する機種のがわかるカタログのコピー
 - ・ グリーストラップ等誓約書
 - イ 分譲地等の道路内の下水道管を排水設備として施工した場合
 - ・ 念書
 - ウ 市水道及び簡易水道以外の水（井戸水など）を下水道に接続する場合
 - ・ 給水の図面 ただし、事前に上下水道営業課と協議済みであること。
 - エ 汚水系統の一部のみを下水道に接続する場合
 - ・ 一部接続に関する誓約書

3 確認書の交付と工事着手

管理者は、申請書類の全てが整った後、提出された内容が本指針等に適合しているか確認を行う。確認終了後、排水設備等工事計画確認書を申請者に交付するので指定工事店は、提出後7日間程度で下水道施設維持課にて受領する。

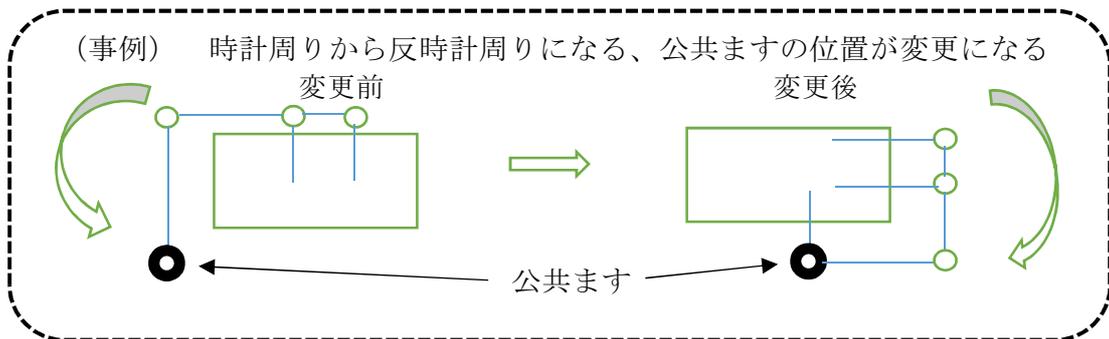
指定工事店は、確認書を受領した後、その計画内容に従った工事に着手する。

4 当初の工事内容に変更が生じた場合の扱い

当初提出した申請書及び添付書類（平面図及び縦断図等）の内容に関して、以下の事項に該当した場合の対応は以下のとおりとする。

（１）排水設備等工事計画確認申請書（第４号様式）を、変更申請書として再度申請が必要となる場合

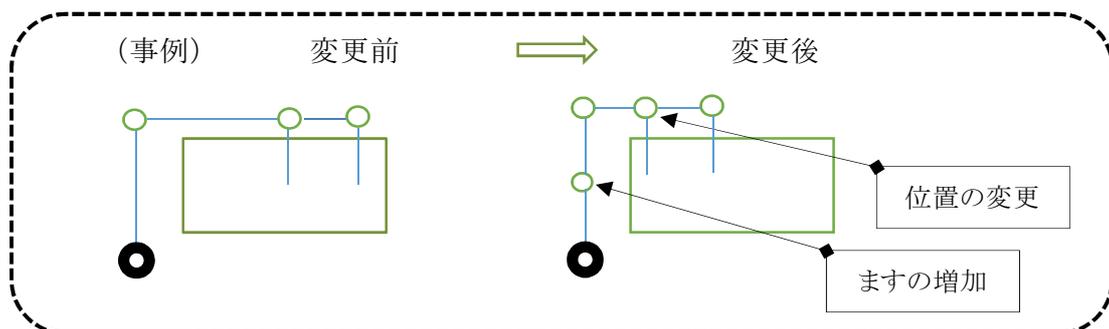
- ア 当初の工事計画から、管の流下方向が逆になる場合
- イ 当初の工事計画から、公共ますの位置が変更となった場合



（２）排水設備等工事完了届（第７号様式）の提出時に竣工図を提出する場合

(軽微な変更)

- ア ますの増減や位置等を変更する場合



- イ 管の内径の変更がなく、指針P10表2又は表3を満たすよう配を変更する場合

（３）（１）及び（２）に該当しない変更は、事前に管理者と協議を行うこと。

5 排水設備等工事完了届等の提出

排水設備工事が完了した（管の布設やますの設置が終了し、汚水が各排水設備を経由して公共ますまで流下できる状態をいう。）後、その日から5日以内に下記書類を提出する。

(1) 排水設備等工事完了届 . . . (P 47)

(2) 自主検査報告書 . . . (P 49)

事前に排水設備工事責任技術者が自主検査を実施した結果を記入する。

(3) その他

ア 公共下水道使用開始届

事由発生年月日は、排水設備工事が完了した日付を記入する。メーター番号と指針は、事由発生年月日におけるものを記入する。この指針により下水道使用料が発生するため、正確に記入する。

イ 竣工図（軽微な変更を行った場合）

ウ 浄化槽廃止届（浄化槽からの切替の場合）

6 完了検査

指定工事店が完了届等を提出後、管理者は速やかに完了検査を実施する。検査日時は、事前に連絡するので、必ず排水設備工事の責任技術者が立会いをすること。

完了検査で合格となった場合、検査済証を公共ますの内ぶたの表面、若しくは水道の量水器筐のふたなど見やすい場所に貼付する。

なお、不合格となった場合、指定工事店は改善工事を行うものとする。改善工事は、7日以内に行い、写真等により報告をする。報告を受けた後、管理者は、再検査を実施する。

(記入例) 2 (1) 排水設備等工事計画確認(変更)申請書

太線枠の中を記入すること。

- 1 申請提出日 : 提出する日の日付を記入する。
- 2 処理区 : 該当する処理区にレ点をする。処理区分は下記のとおり。
ア 西部処理区は伝法沢川と潤井川より西側。
イ 東部処理区はその東側。
- 3 申請者(排水義務者) : 排水設備を設置する義務のある者を記入する。フリガナを記入する。(自署しない場合は、記名押印すること。)
建築物の敷地である土地にあっては、当該建築物の所有者。
建築物の敷地でない土地にあっては、当該土地の所有者。
(申請者)・・・排水設備の改築、修繕を行う者とする。
- 4 排水設備等の設置場所 : 排水設備工事に係る地番(複数の場合は全ての地番)を記入する。
- 5 使用者 : 申請者と同じ場合は「同上」と記入する。
テナントなどで使用者が別にいる場合は記入する。
(使用者)・・・清掃、その他の維持管理を行う者とする。
- 6 既存の便所 : 既存の便所の状況を記入する。
更地の場合は「新設」、汲み取りの場合は「汲み取り」、浄化槽からの切り替えは「浄化槽」、すでに下水道に接続している建築物等の建て替え等の場合は「下水道」にレ点をする。
- 7 建物 : 建物の状況を記入する。
建築確認を伴う場合は「新築」または「増改築」、そうでない場合は「現況」にレ点をする。(ただし、先行管の場合は、レ点無し。)
- 8 建物使用用途 : 建物の使用目的を記入する。
なお、店舗等の場合は店舗名等を記入する。
- 9 使用水 : 排水設備に流れる全ての使用水を記入する。
なお、井戸水を利用する場合は、事前に上下水道営業課下水道使用料担当と協議する。
- 10 その他の施設 : 何もない場合は「なし」、水質汚濁防止法等で定められた特定施設は「特定施設」、特定事業場以外で除害施設を設置する場合は「除害施設」、グリーストラップ及びオイルトラップは、「油水分離槽」、ポンプ等その他の施設を使用する場合は、「その他」にレ点をし、詳細を記入する。
- 11 予定工期 : 申請提出時点での予定工期を記入する。
ただし、申請提出日から着手日までは7日間以上の期間をあける。
- 12 公共ます : 公共ますの有無を記入する。
なお、公共ますが無い場合は、事前に公共ます設置申請書を提出し、その日付を記入する。
- 13 融資 : 水洗便所改造資金融資あっせん制度の利用の有無を記入する。
なお、融資が有る場合は、本申請書の提出日までに上下水道営業課下水道使用料担当に提出すること。
- 14 指定工事店 : 住所、氏名及び電話番号(緊急時連絡ができるもの)を記入する
- 15 責任技術者 : 下水道排水設備工事責任技術者名及び登録番号を記入する。

申請提出日	年 月 日	決 裁	課 長	統 括 主 幹	主 幹	担 当
処 理 区	<input type="checkbox"/> 西 部 ・ <input type="checkbox"/> 東 部					

排水設備等工事計画確認(変更)申請書

(宛先) 富士市長

住 所

(フリガナ)

申請者(排水義務者) 氏 名 (氏名を自署しない場合は、記名押印すること。)

電話番号

排水設備等工事の計画について確認(変更の確認)を受けたいので、次のとおり申請します。

排水設備等の 設置場所						
使 用 者	住所					
	フリガナ				電話番号	
	氏名					
既存の便所	建 物	建 物 使 用 用 途				
<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 汲み取り <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> 下水道	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増改築 <input type="checkbox"/> 現況	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 学 校 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 工 場 <input type="checkbox"/> 娯楽施設 <input type="checkbox"/> 官公署 <input type="checkbox"/> 病 院 <input type="checkbox"/> その他() 店舗名等()				
使 用 水	<input type="checkbox"/> 市水道 ・ <input type="checkbox"/> 井戸 ・ <input type="checkbox"/> 簡易水道 ・ <input type="checkbox"/> その他()					
その他の施設	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 特定施設 <input type="checkbox"/> 除害施設(油水分離槽を除く。) <input type="checkbox"/> 油水分離槽 <input type="checkbox"/> その他()					
予 定 工 期	年 月 日 ~ 年 月 日					
公 共 ま す	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(公共ます設置申請の提出日 年 月 日)				融 資	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
指 定 工 事 店	住所 氏名 電話番号					
責 任 技 術 者	氏名 【責任技術者証】 第 号 の登録番号					

排水設備等工 事計画確認書	確 認 日	年 月 日	
	確 認 番 号	第 号	

担 当 課 処 理 欄

見 取 図	<input type="checkbox"/>	G T 等 計 算 書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	排水設備⇒使用料		着 手 日	年 月 日
平 面 図	<input type="checkbox"/>	念 書 等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	使用料⇒排水設備		完 了 日	年 月 日
縦 断 面 図	<input type="checkbox"/>	特 定 施 設	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	負 担 金		使 用 開 始 日	年 月 日
添 付 書 類	<input type="checkbox"/>	除 害 施 設	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	使 用 水		検 査 日	年 月 日

(記入例) 2 (3) 平面図

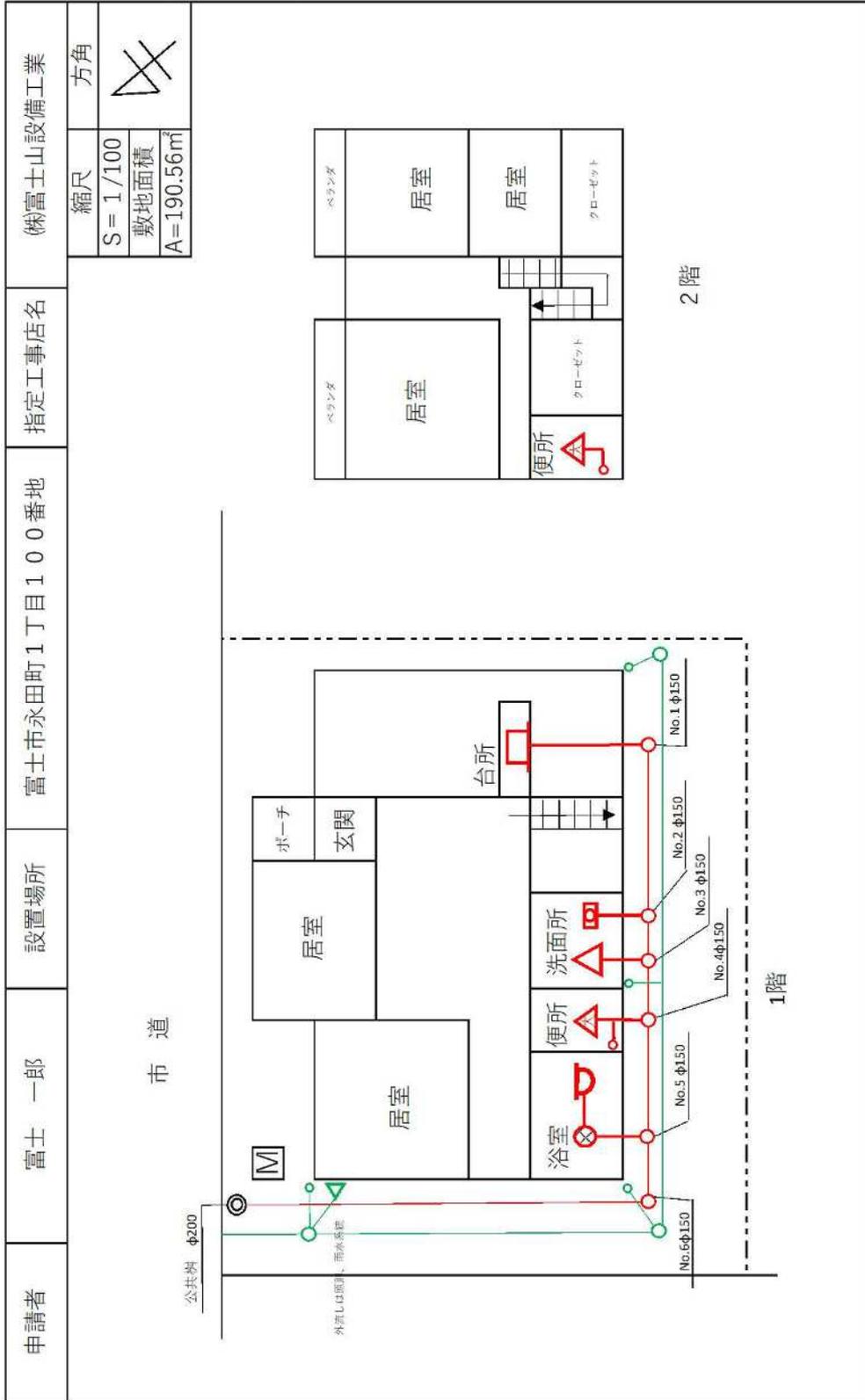
- 1 縮尺は、100分の1程度
- 2 申請者、設置場所、指定工事店名を記入する。
- 3 次の事項を記入する。
 - (1) 敷地境界、面積、方角
 - (2) 道路、建物及び井戸の位置
 - (3) 台所、浴室、洗濯場、便所その他汚水を排除する施設の位置
 - (4) 排水渠及びその付属装置の位置
 - (5) 雨水系統
 - (6) その他必要な事項
 - ア 他人の排水設備を使用する場合は、その位置
 - イ 除害施設及びポンプ施設の位置
 - ウ 浄化槽の位置
- 4 新設管は赤、既設管は黒、雨水管は緑の実線で表示する。
- 5 上水道のメーターの位置を記入する。
- 6 記入する記号例は、表1のとおりとする。

表1 平面図 (使用する機会が多いもの)

名 称	記 号	摘 要	名 称	記 号	摘 要
大便器			境界線	--- · --- · ---	黒色又は青色
小便器			建物外壁	—————	黒色又は青色
浴場			新設管	————— (red)	赤色
流し類			既設管	————— (black)	黒色
洗濯機			雨水管	————— (green)	緑色
手洗・洗面器			汚水ます		丸ます 角ます
床排水口			ドロップます		丸ます 角ます
トラップ			トラップます		丸ます 角ます
立管			阻集器		丸ます 角ます
浄化槽		現場の形状に合わせた大きさ、形	公共ます		
			雨水ます		丸ます 緑色 角ます 緑色

※これ以外のものは、「排水設備工事責任技術者講習用テキスト (社) 日本下水道協会」を参考とすること。

平面図 (作成例)



(記入例) 2 (4) 縦断面図

- 1 縮尺は、横を平面図に準じ、縦を20分の1程度 (A4)
- 2 申請者、設置場所、指定工事店を記入する。
- 3 次の事項を記入する。
 - (1) 地表こう配
 - (2) 管渠の内径及び延長
 - (3) 布設こう配、ますの深さ
 - (4) 連結するますの上端を基準とした地盤高及び管底高
- 4 新設管は赤、既設管は黒の実線で表示する。

(記入例) 2 (5) 添付書類

1 上欄「申請者の所有地の場合」

申請者（建物所有者）と土地所有者が同一の場合にレ点を記入する。

2 中欄「申請者以外の土地、排水設備を使用する場合」

申請者とは別人（申請者の親族も含む）が所有する土地や排水設備、または申請者が別人と共有する土地や排水設備を使用する場合にレ点を記入する。

※：他人の所有する土地(排水設備)に、富士市公共下水道に接続するための排水設備を設置する旨を、所有者(占有者)に対して告げる若しくは同意を得ること。

3 下欄「既設配管等を使用する場合の確約」

浄化槽からの切替などで、既設配管等を継続して使用する形で公共下水道に接続する場合にレ点する。

先行管として前もって配管された排水設備に接続する場合についても、申請者の維持管理部分を明確化するために、先行管部分を既設配管扱いとする。

上記を確認したのち、最下部に、記入した日付、申請者氏名（自署しない場合は、記名押印すること）

排水設備等工事計画確認（変更）申請 添付書類

※該当する項目の□にレ点を記載すること。

1 申請者の所有地の場合

今回、排水設備を設置する土地は、私所有のものであることを申し述べます。

2 申請者以外の土地、排水設備を使用する場合

次に掲げる他人の所有する土地(排水設備)に、富士市公共下水道に接続するための排水設備を設置する旨を、所有者(占有者)に対して告げた若しくは同意を得ています。

① 所有する土地(排水設備)の表示

所在地：

② 所有者(占有者)

住所（所在地）：

氏名（名称）：

電話番号：

3 既設配管等を使用する場合の確約

今回の排水設備等確認申請書の提出に伴い、既設配管等の使用を含めた内容で申請します。このため、宅内の排水設備で排水能力の低下やつまり等が生じても苦情等は一切申しません。また、排水設備が老朽化により破損等した場合は、速やかに修繕いたします。

上記の該当箇所について確認及び了承しました。

年 月 日

申請者氏名

(氏名を自署しない場合は、記名押印すること。)

(記入例) 5 (1) 排水設備等工事完了届

太線枠の中を記入すること。

- 1 設置場所 : 排水設備工事に係る地番(複数の場合は全ての地番)を記入する。
- 2 指定工事店 : 住所、氏名、電話番号(緊急時連絡ができるもの)、責任技術者名を記入する。
- 3 確認年月日 : 排水設備等工事計画確認申請書の確認日を記入する。
- 4 確認番号 : 排水設備等工事計画確認申請書の確認番号を記入する。
- 5 工事着手年月日 : 排水設備工事に着手した日を記入する。
- 6 工事完了年月日 : 管の布設やますの設置が終了し、汚水が各排水設備を經由して公共ますまで流下できる状態になった日付を記入する。

※管の布設やますの設置が終了した後の、ますの高さを調節するといった外構工事は、排水設備工事の工期に含めない。
よって、上記の状態になった日から5日以内に工事完了届を提出する必要がある。

排水設備等工事完了届

令和 年 月 日

(宛先) 富士市長

住 所 永田町1丁目200番地

申請者 氏 名 富士 一郎

電話番号 〇〇〇〇-△△-××××

排水設備等の工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所	富 士 市 永田町1丁目100番地
指 定 工 事 店	住所(所在地) 富士市 富士町〇〇番地 氏名(名称及び代表者氏名) (株)富士設備工業 富士 二郎 電話番号 〇〇〇〇-△△-××××
確 認 年 月 日	令和 〇年 〇〇月 〇〇日
確 認 番 号	<input type="checkbox"/> 西 部 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 東 部 第 2 0 1 2 3 号
工 事 着 手 年 月 日	令和 △年 △月 △日
工 事 完 了 年 月 日	令和 □年 □月 □日

課 長	統括主幹	主 幹	担 当

下記のとおり検査結果を復命します。

検査年月日	年 月 日	メーター番号	
検査結果	<input type="checkbox"/> 合 格	検査時指針	m ³
	<input type="checkbox"/> 不 合 格	検査員	㊟
指示事項			

(記入例) 5 (2) 自主検査報告書

- 1 施設設置場所：排水設備工事に係る地番（複数の場合は全ての地番）を記入する。
- 2 申請者名：申請者（排水義務者）を記入する。
- 3 指定工事店名：施工した指定工事店名を記入する。
- 4 責任技術者名：自主検査を行った責任技術者の氏名及び登録番号を記入する。
- 5 確認年月日：排水設備等工事計画確認(変更)申請書の確認日を記入する。
- 6 確認番号：排水設備等工事計画確認(変更)申請書の確認番号を記入する。
- 7 測定結果表の記入
 - (1) 測点 No.：申請時に提出した平面図に記載されている汚水ますのナンバーを記入する。上流側を上にして、下流の公共ます側に向かう順番で下へと記入する。
 - (2) 測点間の距離：隣接する汚水ます間の距離（m）を記入する。
 - (3) 地盤高：測点 No. に対する地盤高の数値（m）を記入する。
 - (4) 管底高：測点 No. に対する管底高の数値（m）を記入する。
 - (5) 土被り：測点 No. に対する土被りの数値（m）を記入する。
 - (6) 管口径：測点間で使用した管の内径（m）を記入する。
 - (7) こう配：測点間の勾配をパーミル（‰）で記入する。

下欄の（備考）に記載されている管種（VU・VP・その他（ ））に、使用したものに○をつける。

※外構工事等で地盤高が決定していない場合の作成方法について

外構工事等で地盤高が決定していない場合については、この工事で予定されている地盤高を想定した上で報告書を作成すること。地盤高に大幅な相違が生じた場合は、完了検査時に差し替えること。

なお、その他工事等の影響で報告書作成のための各測定ができない場合は、事前にその旨の連絡をした上で、工事完了届等を先に提出するものとする。

